

# 平成30年度中国地方整備局コンプライアンス報告書

令和元年 7月30日

中国地方整備局は、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度、「中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、取組みを実施しているところである。

本報告書は、平成30年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき実施した取組みとそれに対する評価について取りまとめたものである。

## ■平成30年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

注) 青線囲み部分は「コンプライアンス推進計画」、赤線囲み部分は「取組状況」、緑線囲み部分は「コンプライアンス推進本部長による評価」を記述

### はじめに

中国地方整備局では、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、毎年度「コンプライアンス推進計画」を策定の上、実践、点検・評価、改善しながら、継続的に取り組んできたところである。

組織に対する国民の信頼は一朝一夕に得られるものではなく、日頃からの積み重ねが大切であり、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識し、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち行動することが重要である。

平成30年度の推進計画においては、前年度までの取組みを踏まえ、職員一人ひとりのコンプライアンス意識をより高いレベルで維持し、コンプライアンスが職場の隅々にまで浸透・定着するよう創意工夫を行い、より効果的・効率的な取組みを実施していくものとする。加えて、コンプライアンス体制を有効に機能させるには、職場内の良好なコミュニケーションが重要であるため、風通しの良い職場環境づくりにも、より一層積極的に取り組んでいくものとする。

# 1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップは、直接、職員にコンプライアンスについて伝える機会を作るとともに、日頃から事案に応じた「報告・連絡・相談」が適時適切に実行されるよう、風通しの良い職場づくりに取り組む。

## ■取組み

平成30年度においては、コンプライアンス出前講座、研修、講習会等を通じて職員が繰り返しコンプライアンスに関する講座等を受講できる機会を設けた。

また、局長、副局長、部長及び各事務所長等は、講話等において、コンプライアンスに関する考え方を伝えた。

各事務所等における意識醸成にかかる主な取組みは、以下のとおりである。

- ・コンプライアンス推進のため、事務所独自に推進プランを作成し、取り組んだ。
- ・風通しの良い職場環境を築くため、報連相運動を推進した。

**2019 年頭あいさつ**  
局長 水谷 誠

あけましておめでとうございます。昨年12月最後の対面、大変ご挨拶ありがとうございました。皆様のご努力のおかげで迅速な対応と対応が、行政から信頼を得ております。ありがとうございます。私は9月1日に新任いたしました。この4ヶ月経ちましたが、就任の時に4つのことをお話しさせていただきました。この4ヶ月経ちました。いろいろ気持ちが変わりますが、時点修正もありませんので再掲したいと思います。

1つ目は、地域の安全安心の確保であります。この7月豪雨の対応は本報復旧復興のスタートです。多くの復旧復興の予算を配っています。さらに、全国的に標準化、数値化する位置に対応し、防犯の3か年緊急対策が12月に閣議決定され、それを基に、この予算を執行することになります。発注のやり方等工夫の安全安心を確保するということも念頭に置いてやっていきたいと思います。あわせて、緊急された方はまだ元の生活に戻れないという状況の中で、避難の施設の復旧だけでなく、同じように復旧復興に取り組みする町村と共に地域全体の復旧復興の中でどうすれば1層うまくいくのか、ぜひ住民目線に立ち上げていただきたいと思います。以上が1点目です。

2つ目は地域づくりへの貢献です。中国地方は非常に魅力ある地域資源が多いのですが、これを活かして中国地方の経済・産業の発展につなげていきたいと思っています。県や中国地方振興局の職員は、様々な地域の経験を持っていると期待されています。「あの地域はこんな風にやっていたよ」「あの地域はこういう工夫をしているよ」といった知識や経験を踏まえて、地域を豊かにしていくようなアイデアや知恵を出すことを地域から求められていると思います。ぜひそういうことも念頭に置いていただきたいと思います。

3点目は建設業の魅力の向上であります。これまでも生産性革命や働き方改革などここ数年やってまいりましたが、おそろしく今年も正念場の年になるのではないかと考えています。1つは働き方改革が順次この4月から施行されてまいります。また、Constructionも今年が4年目になります。もうきんと実施して成果を出していないといけない年になってきています。これからは専ら向、銀行向という事もあつたかたはありますが、これからはしっかりと建設業の地位の向上に資するよう成果を出していかなくてはならないと思っています。入札・契約や発注等で改善していったほうがいいようなことがあれば、積極的にチャレンジしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

最後はコンプライアンス遵守とワークライフバランスの確保であります。国家公務員として自覚と誇りを持ってコンプライアンスを遵守することを常に念頭にしながら行動していただきたいと思います。またワークライフバランスについては、組織として必要な改善をこれからは引き続きしっかりと行っていきたいと思っています。一人一人がワークライフバランスを常に念頭に入れ、周りの人が「あんなに頑張っている人」や「あんなに頑張っている人」にならないように、周りの人も頑張ってください。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(平成31年1月7日 広島県庁舎2号館6階7号会議室にて) 職員総務課 7

**報(ホウ)連(レン)相(ソウ)!**

一人で判断しない・孤立しない

**報告＝義務**

01.結果を先に、簡潔に!  
02.長期の仕事は中間報告を!  
03.ミスやクレームは早く!  
報告とは 悪い情報ほど早く!

**連絡＝気配り**

01.面倒がらない!  
02.「言ったか」ではなく「伝わったか」を確認!  
03.お礼は早く!  
連絡とは 相手の思いやりに配慮すること!

**相談＝問題解決**

01.あらかじめ、相談する内容を整理する!  
02.やり方はダメ! 余裕を持って相談を!  
03.結果の報告とお礼を忘れずに!  
相談とは 人の力を借りて、自分が成長するチャンス!

## (1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

## ■取組み

本局職員を講師とし、本局、各事務所等において、10月から1月までの間、コンプライアンス出前講座を37箇所を実施した。また、職員の受講状況を把握し、受講できなかった者

に対し、各事務所等のコンプライアンス指導者である副所長等が、出前講座と同程度の講座を開催し受講させることにより全職員が受講した。(受講率100%)

講座では、過去に生じた不祥事案の背景・要因を説明し、入札談合等の入札に関する違法行為に関与した職員に対しては、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等違法行為の事案に巻き込まれる可能性があり得ることについて取り上げるとともに、利害関係者との禁止行為に関するDVDを視聴させ職員が理解しやすい内容となるよう工夫した。

#### ■実施箇所

H30.10.15	中国技術事務所
H30.10.18	三次河川国道事務所・八田原ダム管理所
H30.10.23~24	倉吉河川国道事務所・苫田ダム管理所
H30.10.25	広島国道事務所
H30.10.30	本局
H30.11.02	広島港湾・空港整備事務所・広島港湾空港技術調査事務所
H30.11.07	岡山国道事務所・岡山営繕事務所
H30.11.09	本局・土師ダム管理所
H30.11.12	宇野港湾事務所・水島港出張所
H30.11.13	本局
H30.11.16	温井ダム管理所・宇部港湾・空港整備事務所
H30.11.19	本局(白島庁舎)
H30.11.20~21	出雲河川事務所・松江国道事務所・日野川河川事務所
H30.11.22	弥栄ダム管理所・岩国港出張所・徳山下松港出張所
H30.11.26	本局(白島庁舎)・山口河川国道事務所
H30.11.28	鳥取河川国道事務所
H30.12.03	浜田河川事務所
H30.12.04	浜田港出張所
H30.12.05	境港湾・空港整備事務所
H30.12.13	本局(白島庁舎)
H30.12.17	福山河川国道事務所
H30.12.20	太田川河川事務所
H30.12.21	岡山河川事務所
H30.12.26	山口河川国道事務所
H31.01.31	出雲河川事務所

【実施状況】  
本局・全25事務所  
延べ37箇所を実施





## ■ 評価

コンプライアンス出前講座は、コンプライアンス推進室の担当職員が事務所等に出向き、職員に直接、発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性について説明し、日頃職員が抱えている疑問に応える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

### ① 全職員を対象とするコンプライアンス講習会

コンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

## ■ 取組み

各地区7箇所において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催し、308名が受講した。また、近隣事務所において開催される講習会にも参加できるよう連絡調整を図った。

## ■ コンプライアンス講習会開催状況

地区	講師	演 題	開催時期	受講者数
広島	社労士	ハラスメント防止	H30.12.19	101名
三次	公取委	入札談合防止に向けて	H30.12.20	31名
鳥取（米子）	新聞社	コンプライアンスについて	H31.1.29	24名
鳥取（倉吉）	弁護士	文書管理とハラスメント対策	H31.1.29	34名
岡山	弁護士	不祥事の未然防止・リスク管理	H31.2.6	57名
福山	公取委	入札談合防止に向けて	H31.2.7	26名
鳥取（鳥取）	弁護士	文書管理とコンプライアンス	H31.2.20	35名



②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会  
 幹部職員(事務所長、副所長を含む。)を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図ることを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

■取組み

外部講師(弁護士)を招き、幹部職員(本局課長級、事務所副所長以上)を対象とした講習会を実施し、153名(対象者206名、受講率74.3%)が受講した。

平成30年6月8日 コンプライアンス講習会  
 演題 コンプライアンスの真の理解と実践



## ■ 評価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、公務職場で気づきにくい問題の把握や、コンプライアンスに関する専門知識を習得できる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

## ■ 取組み

中国地方整備局で実施した27の人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設定し、管理職を含む延べ308名の職員が受講した。

## ■ 研修設定状況

H30.04.04	新規採用職員研修／42名(事8、技34)
H30.04.13	経理担当課長セミナー／7名(事7)
H30.04.18	道路行政セミナー／9名(事9)
H30.04.18	用地上級セミナー／3名(事3)
H30.04.26	用地事務セミナー／5名(事5)
H30.04.27	河川行政セミナー／7名(事7)
H30.05.08	新任監督員研修／6名(技6)
H30.5.22～25	管理職(副所長)研修／11名(事4・技7)
H30.05.29	水利権セミナー／14名(事14)
H30.06.07	会計・契約セミナー I／8名(事8)
H30.06.18～20	コンプライアンス(課長等)セミナー／31名(事14・技17)
H30.07.06	用地管理研修／8名(事8)
H30.08.28	港湾管理研修／7名(事7)
H30.09.11	行政初級研修／8名(事8)
H30.10.01	新規採用研修／2名(技2)
H30.10.18	総合技術初級研修／27名(技27)
H30.10.19	新任係長研修／12名(事4技8)
H30.10.29	河川管理(事務)研修／6名(事6)
H30.10.25	会計事務担当者研修／7名(事7)
H30.10.30	積算実務研修／10名(技10)
H30.11.19	港湾現場技術研修／9名(技9)
H30.11.28	補償事務担当者セミナー／9名(事9)
H30.12.06	ネットワーク管理者研修／8名(事3・技5)
H30.12.14	設計技術研修／6名(技6)
H30.12.19	港湾計画初任者研修／7名(技7)
H30.12.20	基礎技術 I 研修／17名(技17)
H30.12.21	新任専門官研修／22名(事5技17)

【受講状況】  
全27コース  
延べ308名が受講

## ■ 評価

中国地方整備局で実施する職員研修等のカリキュラムに可能な限りコンプライアンスに関する講義を設け、職員に受講させることにより、受講者は新たな知識を習得するとともに、受講者の階層や職務等に応じた具体的な留意点や課題等について考え、意識する機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回、全職員を対象に実施する。

ミーティングは、本局が提示した具体的な共通テーマまたは本局もしくは各事務所等において選定したテーマにより、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。また、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

## ■取組み

本局及び各事務所等において、コンプライアンス・ミーティングを実施した。(災害対応のため第2四半期は中止)

実施にあたっては多くの職員が参加できるよう、実施日やグループを分割したり、所属のミーティングに参加できなかった職員を集めて実施する等工夫し、第1回98.5%、第2回99.2%、第3回99.5%の職員が参加した。参加できなかった職員に対しては、個別にフォローアップを実施した。

ミーティングテーマは、コンプライアンス推進室から提供される題材や、各事務所等において独自に選定したテーマを活用した。

ミーティングの運営にあたっては、職員一人ひとりが考え、活発な意見交換が行えるよう、進行要領や関係資料の作成を工夫した。

ミーティング内容に関する質問に対しては、本局で回答を作成し、フォローアップを行うとともに、全職員が閲覧できるようイントラネットに掲載した。

各事務所等における取組みは以下のとおり

- ・各所属でのミーティングの効果を高めるため、まず幹部会議で実際にミーティングを行い留意点や参考事項等を整理した上で実施した。
- ・事務所長や副所長が、各所属のミーティングに参加して助言を行った。
- ・定例会議に併せ、毎月ミーティングを実施した。

## ■評価

コンプライアンス・ミーティングは、身近な事例や旬な事例を活用し、職員同士が自発的に意見交換することによって、自分自身の問題として考える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (5) eラーニング

コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、eラーニングを通じた自主学習を推進する。また、全職員を対象にコンプライアンス理解度テストを実施するとともに、職員自らが自分の行動等を確認するため、行動・セルフチェックを行う。

## ■取組み

eラーニングを通じて発注者綱紀保持に関するDVDの視聴、発注者綱紀保持規程の条文解説、コンプライアンス理解度テスト、行動セルフチェックができるよう学習教材を提供した。また、職員毎の履修状況を把握し、未履修者に対し、適宜学習を促した。

## ■メニュー状況

インターネットナビゲア

利用者

Welcome 受講 受講申請 ナレッジ

受講コース

○受講中 ●すべて  
□全カテコリ  
—コンプライアンス(発注者網紀保持)  
—コンプライアンス(公務員倫理)  
—行動チェック  
—セルフチェック  
—アンケート  
—公文書管理

コース一覧

コース名

またはコース名をクリックするとコースのメニューが表示されます

コース名	コース案内	所属/クラス名	状態	終了申請
①発注者網紀保持(DVD)(H30)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
②発注者網紀保持(条文解説)(H30)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
③理解度テストI(H30)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
④行動・セルフチェックI(H30)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
⑤理解度テストII(H30)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
⑥行動・セルフチェックII(H30)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
一元的な文書管理システム(利用者編)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
公文書管理の基礎的学習ポイント(全職員対象)	案内	中国地方整備局	受講完了	-
公務員倫理を見つめ直す(H30)	案内	eラーニングテスト	受講完了	-
国家公務員の倫理(H30)	案内	eラーニングテスト	受講完了	-
飲酒運転防止	案内	中国地方整備局	受講完了	-

## ■評価

eラーニングは、職員の業務の都合に合わせた自由な学習を実現するとともに、職員の履修状況を容易に把握することが可能となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (6) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事を自分に置き換えて考えることにより、コンプライアンス意識を醸成することを目的に、実際に発生した不祥事に関する情報を、イントラネット、メール、諸会議等を通じて、定期的に提供する。

## ■取組み

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。

各事務所等における取組みは以下のとおり

- ・独自にコンプライアンス情報を作成し、メールで発信した。

## 《ハラスメント関係》

	●パワハラ
所属	・ [ ] 本部
行為者	・ [ ]
処分等	・減給3カ月の懲戒処分
概要等	<p>→ [ ] 本部の30代 [ ] が、部下の20代 [ ] に厳しい言葉を浴びせるパワハラ行為を重ねていたことが15日、関係者への取材で分かった。市は2017年 [ ] を減給3カ月の懲戒処分にしたが、これまで公表していなかった。</p> <p>→ 複数の関係者によると、2人は高校の先輩後輩の関係で、2015年度には同本部内で同じ勤務グループに所属していた。 [ ] は訓練や酒席の場で [ ] に対し日常的に厳しく接し、「辞めてしまえ」などと暴言を吐くこともあったという。</p> <p>→ [ ] は精神疾患になり、 [ ] 数カ月にわたって職務を休んだ。 [ ] からの被害申告を受け、市が調査に当たり、「行き過ぎた指導」とパワハラ行為を認定した上で減給処分を下した。 [ ] は「申し訳ないことをした」と反省しているといい、 [ ] は既に職務復帰した。</p> <p>→ 市は処分内容を公表しなかった理由について「事案が発覚した当時の規定では、公務中に関わる懲戒処分について、明確な公表基準がなかった」としている。</p>

### ■ 評価

コンプライアンスに関する最新の事例や、公務員に関する不祥事案を確認することで、身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見つめ直す機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (7) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを定期的に表示する。

### ■ 取組み

毎月第2・第4月曜日において、パソコンの立ち上がり時にコンプライアンス・メッセージを表示した。

メッセージは、最初の画面に職員に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けてポップアップするよう工夫した。

〈表示内容〉

- ・報告・連絡・相談
- ・入札談合等関与行為
- ・事業者との応接ルール
- ・不当な働きかけの対応ルール
- ・通報窓口(内部窓口及び公正取引委員会等)

## (例) 入札談合等関与行為

入札談合関与行為とは  
発注機関の職員が以下の行為を行うことです。  
(官製談合防止法第2条第5項)

- ① 談合の明示的な**指示**
- ② 受注者に関する意向の**表明**
- ③ 発注に係る秘密情報の**漏えい**
- ④ 特定の談合の**幫助**

次へ

『入札談合』に関与すると**高い代償**を払うこととなります！！

- ・懲戒処分
- ・損害賠償
- ・刑事責任 懲役・罰金
- ・退職金・年金への影響
- ・社会的地位失墜
- ・家族にも大きな影響 など



中国地方整備局コンプライアンス推進本部  
(このメッセージ表示は、平成30年度中国地方整備局  
コンプライアンス推進計画1(7)に基づき実施しています)

確認

## (例) 事業者との応接ルール



事業者との応接ルールの  
『**キーワード**』は？

次へ

**キーワードは**

- ✓ オープンな場所
- ✓ 複数の職員

事業者との応接は、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、  
**オープンな場所**で、**複数の職員**により対応することが原則です。  
発注者綱紀保持規程 第5条(事業者等の応接方法)



中国地方整備局コンプライアンス推進本部  
(このメッセージ表示は、平成30年度中国地方整備局  
コンプライアンス推進計画1(7)に基づき実施しています)

確認

## ■ 評価

行政パソコンの立ち上がり時に職員に伝えたいキーワードをコンプライアンス遵守メッセージとして繰り返し表示させることにより、職員にコンプライアンスについて意識させる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (8) コンプライアンス・ハンドブック

疑問に直面したときの対応を確かめたり、コンプライアンスに関する理解を深めること等を目的に、基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを全職員に配布し、活用を促す。

## ■ 取組み

配布したハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、その記載されている内容を確認しながら、ミーティングを実施した。

コンプライアンス・ハンドブック  
〔第1版〕

平成28年4月  
中国地方整備局

目 次

1. 国家公務員の服務	2頁
2. 国家公務員の倫理	6頁
3. 発注者編紀保持	13頁
4. 入札談合等関与行為の防止	17頁
5. 不当要求行為関係	19頁
6. 公用携帯電話等の管理（個人情報管理）	24頁
7. 交通事故発生時の対応	26頁
8. 飲酒運転の防止	27頁
9. 適正な請負（車両管理業務）	29頁

## 1. 国家公務員の服務

### 服務の基本基準

- すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

### 具体的な服務義務

- 法令及び上司の命令に従う義務
  - ・職員には、その職務を遂行するに際し、①法令遵守義務、②上司の命令に従う義務が課せられます。
- 争議行為等の禁止
  - ・争議行為は、公務の停廃をもたらし、国民全体の利益に重大な影響を及ぼすか、又はそのおそれがあります。
- 信用失墜行為の禁止
  - ・職員の非違行為は、職場に対する信頼を損ね、更には公務全体の信用を失うことになりかねません。
  - ・信用失墜行為には、職務上の行為だけでなく、勤務時間外の私生活上の行為も含まれます。
  - ・職務に係る倫理に関しては、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程が定められ、利害関係者から贈与や供応接待を受けることなどの具体的な禁止行為が規定されています。

## 2. 国家公務員の倫理

### 倫理行動規準

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、差別的取扱いをせず、常に公正に職務を執行する。
- 職務や地位を私利私欲のために用いない。
- 国民の疑惑や不信を招く行為をしない。
- 公共の利益の増進のために、全力を挙げて職務に取り組む。
- 勤務時間外であっても、公務の信用への影響を常に認識して行動する。

### 利害関係者とは

- 許認可、補助金、検査・監督、処分・指導、契約など職員が職務として携わる事務の相手方となる事業者等をいいます。

※事業者等とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

※利害関係者が民間企業などである場合、その企業の利益のためにあなたと接触しているとみられる役員、従業員などは利害関係者とみなされます。

※各省の委託を受けて土地の測量や資料の作成等の業務を行う事業者等の従業員（例：現場技術員等）は、利害関係者に該当します。

☆同一省内の職員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱っています。

☆事業者として職員と接触する場合を除き、政治家は通常は利害関係者に該当しません。また、取材活動をしている記者も一般には利害関係者に該当しません。

## ■ 評価

コンプライアンス・ハンドブックは、職員が判断に迷ったり、疑問に直面したときの一助となっているため、今後も引き続き実施していく。

## 2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

### (1) 管理職（副所長）研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職（副所長）研修を実施する。

#### ■ 取組み

副所長を対象とする管理職（副所長）研修を5月に実施し、11名が受講した。研修では、多くの外部講師を招き、民間企業等の取組みや専門的知識を要する分野について学習させた。また、課題研究では管理職目線による職場におけるコンプライアンス上の問題を抽出して、その対処法や過去の不正事案を踏まえ不正の発生しにくい職場作りについて意見交換を行い、管理能力及び判断力の向上を図った。受講した副所長は、事務所の定例会等を通して管理職員の指導を行うとともに、本局職員が講師として行うコンプライアンス出前講座に参加できなかった職員に対し、本局職員に代わり講義を行うなどの役割を果たした。



平成30年度 管理職(副所長)研修 日程表										
	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
5月22日 (火)	7:30 起床	◆平成30年度 管理職(副所長)研修 期間:平成30年5月22日(火)~5月25日(金) 場所:中国技術事務所(研修棟)				13:40 0:45 オリエンテーション	14:05 14:05 閉講式	15:05 16:00 講話	16:00 2:00 民間企業に見るコンプライアンス	18:00~ 国旗降参
5月23日 (水)	8:00 清掃 国旗掲揚	9:30 0:55 10:25 勤務時間及び 業務管理	10:30 2:00 技術者倫理	11:30 1:30 職員のメンタルヘルス対策	13:30 1:30 職員のメンタルヘルス対策	14:05 15:00 コミュニケーション 風通し 会議ファンリテーション	15:10 1:30 16:40 発注者網紀保持	16:50 1:00 17:50 発注者網紀保持	22:30 施錠	
5月24日 (木)	8:15 朝食	9:20 2:00 ワークライフバランス	11:20 1:00 12:30 発注機関における コンプライアンス	13:30 1:00 14:30 入札契約関係	14:40 3:10 課題研究	15:10 1:30 16:40 コミュニケーション 風通し 会議ファンリテーション	16:50 1:00 17:50 発注者網紀保持	23:00 消灯		
5月25日 (金)	18:00 夕食	9:20 1:20 10:40 国家公務員倫理	10:50 1:40 課題研究(発表会)	13:30 13:50 14:00 14:30 研修の まとめ	14:40 14:30 閉講式	15:10 1:30 16:40 コミュニケーション 風通し 会議ファンリテーション	16:50 1:00 17:50 発注者網紀保持			

外部講師

上段:講義名を記入  
下段:講師名を記入

## ■ 評価

管理職（副所長）研修を受講した事務所の副所長が事務所のコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことにより、事務所全体で積極的なコンプライアンス推進が図られているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

## （2）コンプライアンス（課長）セミナー

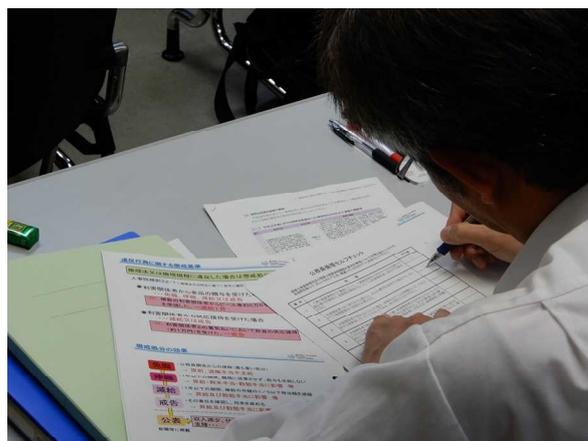
事務所の課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンス（課長等）セミナーを実施する。

## ■ 取組み

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンスセミナーを6月に実施し、31名が受講した。

セミナーでは、主に業務に精通した職員を講師として招き、実務に関連した具体的事例や手続きを学習させた。また、課題研究では、コンプライアンス・ミーティングをより実効あるものとするための課題や工夫すべき点等について意見交換を行い、管理職としての資質向上を図った。

受講した課長等は、ミーティング時の部下職員の質問に対して、正しい行動や考え方を指導したり、ミーティングとは別に所内勉強会の講師を担うなどの役割を果たした。



## 平成30年度 コンプライアンス(課長等)セミナー日程表

場所: 中国地方整備局(中国技術事務所)研修所

		9:15	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
6月18日 月曜日							13:50 オリエンテーション	14:30 講話 総務部長	15:00 (1:00) 発注者綱紀保持 適正業務管理官	16:00 公務員倫理 総務部 人事計画官	17:10 (0:50) ワークライフバランス 総務部 建設専門官	
6月19日 火曜日	7:30 起床 清掃 8:00~ 国旗掲揚 ランオ体操 8:30~ 朝食	9:15 自習	9:30 (3:00)	12:30 (1:00)	13:30 (1:50)	15:20 (1:20)	16:50 (1:00)	17:00 (1:00)	18:00	18:00 国旗降納 夕食 入浴 22:30 門限		
			コミュニケーション 風通し (ファンリテーション等講義)	昼食・休憩	コミュニケーション能力の向上	独占禁止法・官製談合防止法 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所	発注機関における コンプライアンス (品確法など)					
			有限会社ユニベック 代表取締役 前田 秀雄		Blue glow 代表 江口 智子							
6月20日 水曜日		9:15 自習	9:30 (1:20)	11:00 (1:30)	12:30 (1:00)	13:30 (0:50)	14:20					
			課題研究	課題研究 (全体発表)	昼食・休憩	セミナー まとめ	修了証 交付					
			適正業務管理官	適正業務管理官								

### ■ 評価

コンプライアンス(課長等)セミナーを受講した事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官が事務所のコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことにより、コンプライアンス推進計画に定める取組みが着実に実施されているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

## 3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

### (1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について、出前講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニングを通じて、周知徹底する。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法及び事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告の義務付けについて周知徹底する。

### (2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守について、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底する。

## ■取組み

コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、発注者綱紀保持及び公務員倫理に関する意識の醸成を図った。また、コンプライアンス上の判断に困る事案について、イントラネットに質問BOXを設け質問を受け付けるとともに、イントラネット上で情報を共有した。

事務所においては、職員一人ひとりが発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理法や倫理規程に規定する「職員が遵守すべき事項」や「責務」について正確に理解できるよう、取り組んだ。

各事務所等における主な取組みは、以下のとおりである。

- ・事務所独自でコンプライアンスに関する勉強会を実施した。

### (3) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

入札談合に対する違法性の認識を深めるため、「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて、周知徹底を図る。

## ■取組み

出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて取り上げるとともに、コンプライアンス違反が国民の利益喪失につながるということについても周知徹底を図った。

### (4) 事業者に対する発注者綱紀保持規程及び公務員倫理の遵守のための協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、ホームページや会合等を通じて、事業者、事業者団体等に協力を依頼する。また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みの協力依頼文書を同封し、協力を依頼する。

## ■取組み

中国地方整備局ホームページで、発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を事業者等が閲覧できるようにしている。また、事業者団体(31団体)との意見交換会等の場においても、協力依頼を行った。さらには、建設工事等の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に同取組みにかかるリーフレットを同封し、対応ルール等の周知を図った。

各事務所等の執務室入り口等には、事業者等の執務室への入室制限の掲示を徹底するとともに、本局及び全事務所で掲示状況を点検し、見えにくい等の不備があった箇所については改善を図った。

各事務所等における主な取組みは、以下のとおりである。

- ・不当要求防止責任者講習受講修了書を事務所玄関に掲示した。
- ・事務所のホームページに推進計画へのリンクを設けた。

### ■協力依頼リーフレット(表)

### ■協力依頼リーフレット(裏)

## ■各事務所における入室制限の状況



## ■ 評価

国民の疑惑や不信を招かないためには、職員一人ひとりが、関係法令、規程等を正確に理解し、行動していくことが重要であるため、今後も引き続き発注者綱紀保持及び公務員倫理を徹底していく。

## 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことについて周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

職員は速やかな窓口通報が行えるよう「コンプライアンス携帯カード」及び「国家公務員倫理カード」を常時携帯する。

## ■取組み

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性、発注者綱紀保持規程違反を知った職員には報告義務があること、及び通報した職員が不利益な取扱いを受けないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、パソコンのコンプライアンスメッセージ表示等を通じて、周知した。

また、コンプライアンス・ミーティングの機会等を利用して、コンプライアンス携帯カード等の携帯状況を確認した。

各事務所等における主な取組みは、以下のとおりである。

・事務所にコンプライアンスに関する疑義等の相談窓口を設置した。

### ①整備局窓口（匿名メール、弁護士）

**仲間を救う あなたの勇気と その行動**

国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者綱紀保持規程に抵触すると見られる事実を確認した場合の通報窓口を下記のとおりです。

**メールで通報ができます**

[tsuhou@cgr.mlit.go.jp](mailto:tsuhou@cgr.mlit.go.jp)

【形式】  
○国家公務員法、国家公務員倫理法等に関する事案(構造的)  
○発注者綱紀保持規程に関する事案(可記非可記)

**※匿名による通報もOKです**

**外部窓口（弁護士）を経由して  
通報（FAX・郵送）ができます**

※通報者を特定できるような個人情報は、本人の同意がない限り外部窓口(弁護士)関りに留め、中国地方整備局及びその職員に提供されることは一切ありませんので、ご安心ください

**倉田・井上法律事務所 倉田弁護士**  
【郵送先】730-0014広島市中区上横町3-25レオビル4F  
【FAX】082-228-6100

【形式】  
○国家公務員法、国家公務員倫理法等に関する事案(構造的)  
○発注者綱紀保持規程に関する事案(可記非可記)

※構造的かつ「国家公務員法、国家公務員倫理法等」に関する発注者綱紀保持規程違反に関する事案(可記非可記)については、発注者綱紀保持規程に抵触すると見られる事実を確認した場合の通報窓口を下記のとおりです。

※ 国家公務員法、国家公務員倫理法等に係る通報は、上記窓口のほか倫理管理官や上司等に対する通報、本省倫理通報窓口(電話(内線59970)対応時間10:00~17:00)・e-mail [tsuhou@mlit.go.jp](mailto:tsuhou@mlit.go.jp))でも受け付けます。  
※ 発注者綱紀保持規程に係る通報は、面談・電話・メール・FAX等により「発注者綱紀保持担当者」(本局:道正業務管理官 事務所:事務所長(置かしていない)場合は総務課長、管理所は総務係長)でも受け付けます。

通報規程については、密告も通報できますが、マイナンバー等が得られる方もおられるかも知れませんが、違反行為の発覚防止や罪状の明確化を図ることができ、密告から不利益を受けられる可能性が低くなる場合があります。  
また、職員が通報したことによって不利益な取扱いを受けることは一切ありません。  
職員の皆さんには、これらの取組にご協力いただき、ぜひ、ご協力をお願いいたします。

### ②他機関窓口（倫理審査会、公取委）

**他の相談、通報できる窓口**

倫理法・倫理規程に関する  
通報・相談

**公務員倫理ホットライン  
(倫理審査会)**

【TEL】03-3581-5344  
【FAX】03-3581-1802  
【郵送】〒100-8913  
東京都千代田区霞が関1-2-3  
国家公務員倫理審査会事務局  
公務員倫理ホットライン 宛  
【E-Mail】[rinrimai@mlit.go.jp](mailto:rinrimai@mlit.go.jp)

独占禁止法及び官製談合防止法に関する  
通報・相談

**公正取引委員会  
近畿中国四国事務所中国支所**

【TEL】082-228-1501  
【FAX】082-223-3123  
【郵送】〒730-0012  
広島市中区上八丁堀6-30  
(広島合同庁舎第4号館)  
公正取引委員会  
近畿中国四国事務所中国支所  
総務課 宛

## 中国地方整備局コンプライアンス携帯カード

(表面)

**◎ 入札談合等への関与行為(官製談合)の具体例**

**【談合の明示的な指示】**

- 業者ごとの年間受注目標額を示し、その調整等を指示すること

**【受注者に関する意向の表明】**

- 発注担当職員が、受注を希望する業者名の敬示や指名をすること

**【発注に係る秘密情報の漏えい】**

- 本来公開していない予定価格、指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること

**【特定の談合の補助】**

- 業者が作成した割付表の承認や、発注方法を変更(分割発注・発注基準の引下げ等)する等、特定の入札談合を容易にする行為

(表面)

**コンプライアンス携帯カード 中国地方整備局**

**◎ 発注者綱紀保持規程のポイント**

**【国民の疑惑を招かないことが発注担当職員の責務】**

- 発注担当職員は、関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保し、問い合わせ等について必要な情報(公表された情報)を提供する等適切に処理しなければならない。

**【発注事務に関する秘密の保持】**

- 発注担当職員は、公表されていない予定価格、競争参加業者名、発注計画等その他発注事務に関する秘密を保持しなければならない。担当職員でない職員、その他の者に敬示若しくは示唆、目的以外に利用してはならない。

**【事業者等とは公平かつ適正な応接】**

- 事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう、原則として、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。できない場合は、事前に所属長の承認を得るもの。

(裏面)

## 仲間を救う あなたの勇気とその行動

国家公務員法・倫理法・発注者網紀保持規程等に抵触すると思われる事実を確認したとき

◎内部窓口【メール】でも通報できます

tshou@cgr.mlit.go.jp

◎外部窓口【弁護士へFAX・郵送】経由でも通報できます

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士

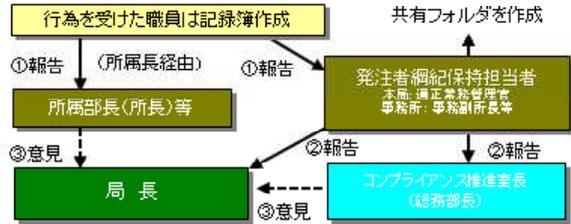
郵送先: 780-0014 広島市中区上櫛町3-25レオパル4F

FAX: (082) 228-6100

※通報制度は、違反行為の未然防止や深刻化の回避に役立ち、国民から不信を抱かれない行政運営に繋がります。(職員は通報によって、不利益な扱いを受けることは一切ありません。) 個人情報も守られます

(表面)

不当な働きかけ(事業者等から個別の契約に係る発注事務で公正な職務の執行を損なう恐れのある要求行為)を受けたとき



④不当な行為の可否判断は局長が行い、必要な措置を指示する。

## 国家公務員倫理カード(倫理審査会作成)

3.(1)⑤-2 国家公務員倫理審査会

～判断に迷ったときは上司や倫理担当部局に相談しましょう～

◆公務員倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は各府省等や倫理審査会に連絡してください。

あなたの所属組織の相談・通報窓口

(連絡先を記載しましょう)

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

☎ 03(3581)5344 FAX 03(3581)1802  
〒100-8913  
郵送 東京都千代田区霞が関1-2-3 WEB 公務員倫理ホットライン 検索

※ 通報した方の氏名等は本人の同意がない場合には窓口取りとどめるなど、通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。 平成28年4月作成

### 国家公務員倫理カード

#### 倫理行動基準 (倫理規程第1条)

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

### 利害関係者との間では、

- 香典・せん別・歳暮などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること (例外: 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品)
- 酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること (例外: 会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティー)
- 金銭の貸付けを受けること
- 自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- ゴルフや旅行を共にすること

### 利害関係者との間の行為以外にも、

- 同じ相手からの繰り返しのもや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること
- つけ回しをすること
- 他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること

などの行為が禁止されています。

### 利害関係者

職務として携わる許認可、補助金、立入検査、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など  
判断に迷った場合には、倫理担当部局に相談しましょう。

### 利害関係者との飲食の際の注意事項

- 利害関係者と共に飲食することは、割り勘など利害関係者の負担によらない場合には認められます。
- ただし、自己負担が不十分で差額を利害関係者が負担した場合(きちんと割り勘になっていない場合など)には、当該差額分の供応接待を受けたこととなります。
- 割り勘で飲食した後は、自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認しましょう。

※ 利害関係者と共に飲食する際に、自己の費用が1万円を超える場合は倫理監督官への事前の届出が必要です。

## ■ 評価

通報制度が適正に運用されていると組織内で認知されることにより、違反行為の早期発見や抑止効果が期待できるため、今後も引き続きコンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用を実施していく。

## 5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、施工能力評価型を適用する全ての工事を対象に実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理を徹底する。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
- ④ 情報管理整理役職表を適切に更新し、情報管理者が少なくとも毎年度1回点検を行う。
- ⑤ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏えいしないよう、適切に書類等の送付や管理等を行う。

### ■取組み

本省通知に基づく施工能力評価型を適用する工事にかかる技術資料と入札書の同時提出について、本局及び事務所等で発注する全工種の工事に対象範囲を拡大し適用した。

また、契約締結後における技術提案書等の取扱いについて、本局から事務所等への送達方法及び事務所等における管理等の取扱いを明確にし、情報管理の厳格化を図った。

各部・事務所等においては、情報管理整理役職表を適切に更新するとともに、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施し、情報管理が適切に行われていることを確認した。

工事・業務における電子成果品は、事務所から中国技術事務所へ送達、電子納品保管システムに登録し、情報管理の厳格化、効率的な事業執行を実現している。各部・事務所においては、電子納品登録管理表にて管理状況の確認を行った。結果、ほぼ全ての電子成果品について、システム登録が完了した。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり

- ・タブレットを利用し、入札契約委員会をペーパーレスで開催することにより情報管理を徹底した。
- ・書類の保管状況や施錠状態を抜き打ちで確認した。
- ・情報管理役職整理表を共有サーバに保管し、職員が常に確認できるよう措置した。
- ・官用携帯に登録されている電話番号等のデータを一括管理した。

### ■評価

発注事務に対する国民の信頼を確保するため、今後も引き続き不正行為が起

きにくい入札契約手続き及び事業者間の適切な競争を害するおそれのある情報について、漏洩等防止のための適切な情報管理を実施していく。

## 6 内部監査の実施

平成30年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

### ■取組み

「平成30年度一般監査実施計画」に基づき、9事務所等を対象に実施した。  
一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

#### 【全地方整備局共通重点項目】

- ・入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

#### 【中国地方整備局の重点項目】

- ・コンプライアンス(推進計画の取組について)
- ・行政情報の管理等について
- ・適正な業務執行の取組状況について
- ・ワークライフバランスの取組状況について
- ・入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止の取組状況について

### ■評価

コンプライアンスの取組の確認を内部監査の重点項目に位置付け、監査を実施することにより、事務所等はコンプライアンスに関する取組を再確認する機会となっているため、今後も引き続き内部監査を実施していく。

## 7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

■取組み

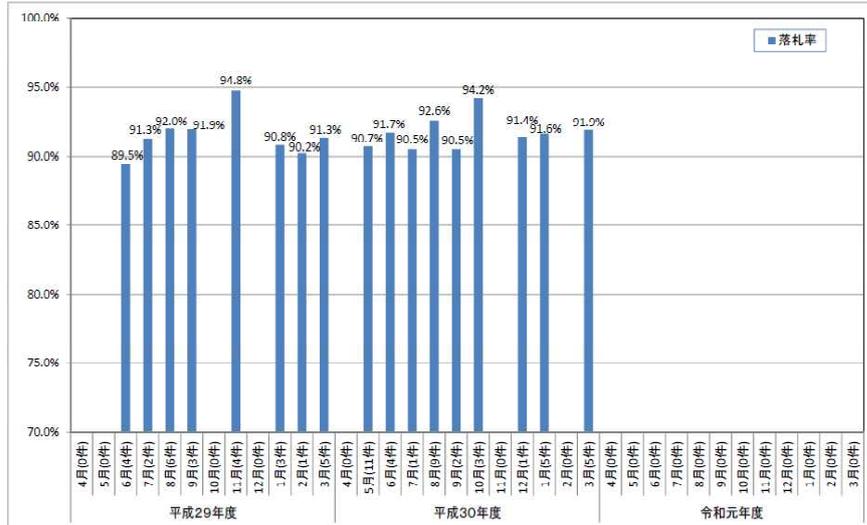
各事務所ごとの平成28年度及び平成29年度における平均落札率、業者ごとの当初契約金額及び受注割合をホームページで公表した。

平成30年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、ホームページで公表した。

■ホームページ抜粋

松江国道事務所（一般土木C等級工事）における落札率の推移

1. 月別平均落札率の推移



2. 年度別平均落札率

	平成29年度	平成30年度
年度平均落札率	91.7%	91.7%
落札件数	28件	41件

落札率の記載が無い月は、当該月に契約案件の該当がない。

松江国道事務所（一般土木C等級工事）における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

NO	企業名	平成29年度 契約件数	平成29年度 当初契約金額(円)	平成29年度 受注割合(%) (企業の当初契約 金額/事務所の合 計当初契約金額)	NO	企業名	平成30年度 契約件数	平成30年度 当初契約金額(円)	平成30年度 受注割合(%) (企業の当初契約 金額/事務所の合 計当初契約金額)
1	出雲土建(株)	7	1,417,500,000	27.7%	1	(株)フクダ	5	978,968,800	13.0%
2	(株)中筋組	4	786,700,000	15.4%	2	出雲土建(株)	6	969,948,000	12.9%
3	(株)フクダ	3	518,508,000	10.1%	3	カナツ技建工業(株)	5	929,502,000	12.3%
4	今同工業(株)	2	416,448,000	8.2%	4	大福工業(株)	4	921,564,000	12.2%
5	松江土建(株)	2	372,384,000	7.3%	5	(株)中筋組	4	894,553,200	11.9%
6	カナツ技建工業(株)	2	354,888,000	6.9%	6	今同工業(株)	3	710,964,000	9.4%
7	大福工業(株)	2	354,132,000	6.9%	7	まるなか建設(株)	3	559,872,000	7.4%
8	(株)トガノ建設	2	265,140,000	5.2%	8	松江土建(株)	2	455,328,000	6.0%
9	(株)伏光組	1	234,576,000	4.6%	9	(株)トガノ建設	2	377,460,000	5.0%
10	(株)都間土建	1	204,444,000	4.0%	10	(株)伏光組	1	211,680,000	2.8%
11	まるなか建設(株)	2	185,436,000	3.6%	11	宮川興業(株)	1	211,464,000	2.8%
12					12	(株)都間土建	2	97,502,400	1.3%
13					13	日発工業(株)	1	95,472,000	1.3%
14					14	土井巨組(株)	1	68,580,000	0.9%
15					15	平井建設(株)	1	58,320,000	0.8%
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
	合計	28	5,109,156,000			合計	41	7,541,078,400	

\*企業の当初契約金額が大きい順に記入を行うこと。

## ■ 評価

公表に当たり応札状況(年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合、月別平均落札率の推移)を確認することで不正を発見できる機会となっている。また、結果を公表することで不正発生の抑止効果も期待できるため、今後も引き続き事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開を実施していく。